

松原市耐震改修促進計画

平成30年3月

松 原 市

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2
1. 住宅	2
2. 多数の者が利用する建築物	6
3. 基本的な方針	7
4. 目標	9
5. 目標達成のための具体的な取組み	10
1. 木造住宅	10
2. 多数の者が利用する建築物等	11
3. 市有建築物の耐震化への取組み	12
6. 耐震化の促進への社会環境整備	13
7. その他関連施策の促進	14
1. 居住空間の安全性の確保	14
2. 総合防災ガイドマップの活用	14
3. 2次構造部材の安全対策	14
8. 推進体制の整備	16
1. 庁内等の連携	16
2. 所管行政庁（大阪府）との連携	16
3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携	17
4. 自主防災組織、自治会等との連携	17
用語の解説	18

1. はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は5,502人で、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者は約9割の4,831人でした。このことから、地震による人的被害を減少させる上での、住宅・建築物における耐震化促進の重要性が認識され、全国的に耐震化の取組みが進められてきました。

平成18年1月、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）が改正施行され、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針が定められました。これを受けて、大阪府においては、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（大阪府 耐震改修促進計画）」が平成18年12月に策定されました。そして、松原市においても平成20年2月に「松原市耐震改修促進計画」を策定し、平成29年までの10年間で、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を85%にすることを目標に、大阪府及び関係団体等と連携して、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらしました。これを機に、南海トラフ巨大地震の被害想定が見直されたことを受けて、平成25年11月、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進することを目的として、耐震改修促進法が改正されました。

このような背景のもと、近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模な地震から市民の生命・財産を守るためには、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。このことから、大阪府が新たに策定した「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」（平成28年1月策定）の内容を踏まえ、本市においても「松原市耐震改修促進計画」を改定し、安心・安全なまちづくりに取り組むものです。

2. 現状と課題

1. 住宅

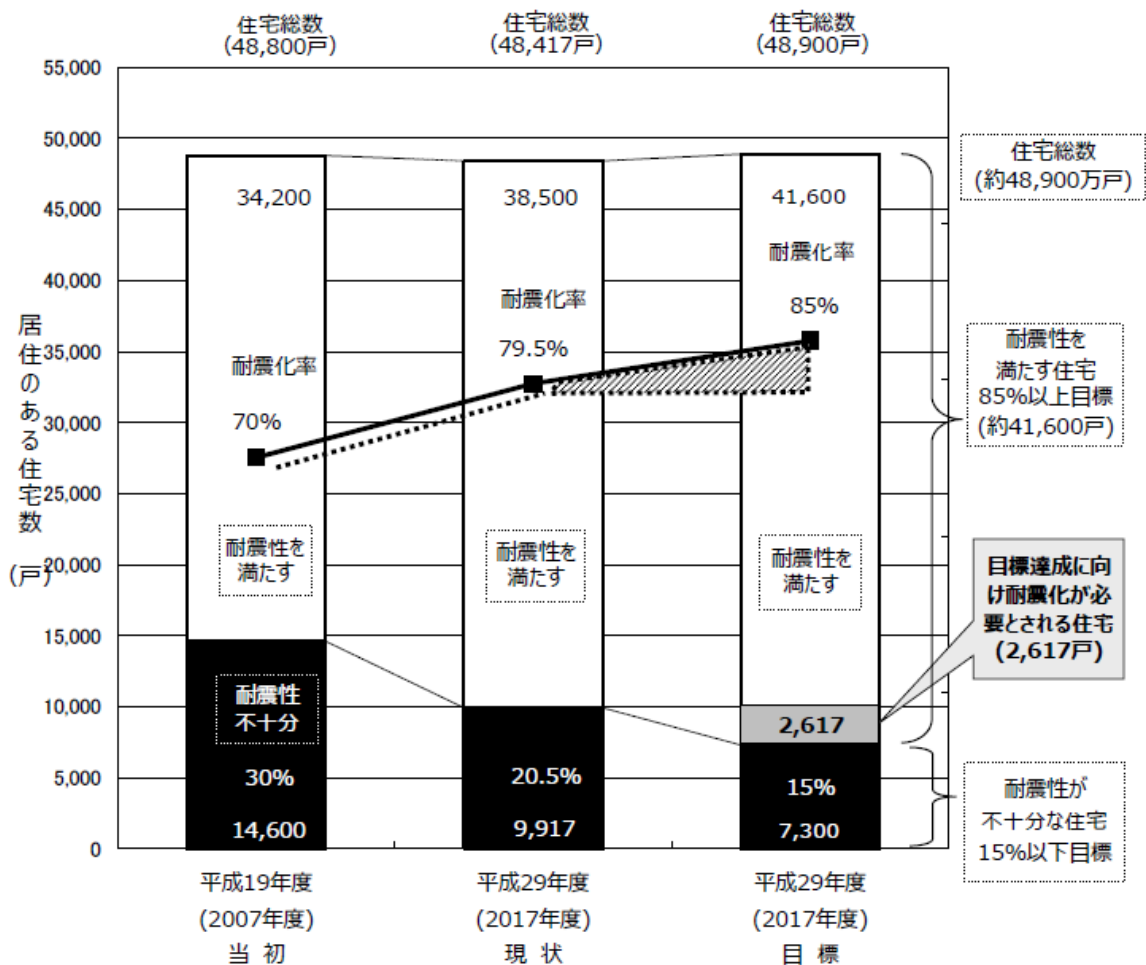
(1) 現状

平成20年に策定した松原市耐震改修促進計画における耐震化率の目標達成の状況は下記のとおりです。

耐震性が不足する住宅は、平成19年度約14,600戸でしたが、平成29年度時点では約9,900戸まで減少しています。

■ 住宅の耐震化率の推移 ※住宅・土地統計調査から推計

	目標	H19	H29
住宅全体	85%	70.0%	79.5%
木造戸建住宅	85%	56.7%	75.1%
共同住宅等	85%	79.4%	83.1%



■ 住宅の耐震化状況（供給主体・建て方別）

	当初 (平成19年)	現状 (平成29年)	目標 (平成29年)
住宅全体	総数 48,800 (100%)	総数 48,417 (100%)	総数 48,900 (100%)
	耐震性を満たす 34,200 (70.0%)	耐震性を満たす 38,500 (79.5%)	耐震性を満たす 41,600 (85.0%)
	耐震性が不十分 14,600 (30.0%)	耐震性が不十分 9,917 (20.5%)	耐震性が不十分 7,300 (15.0%)
木造戸建	総数 20,100 (100%)	総数 21,442 (100%)	総数 18,300 (100%)
	耐震性を満たす 11,400 (56.7%)	耐震性を満たす 16,093 (75.1%)	耐震性を満たす 15,600 (85.0%)
	耐震性が不十分 8,700 (43.3%)	耐震性が不十分 5,349 (24.9%)	耐震性が不十分 2,700 (15.0%)
共同住宅	総数 28,700 (100%)	総数 26,975 (100%)	総数 30,600 (100%)
	耐震性を満たす 22,800 (79.4%)	耐震性を満たす 22,407 (83.1%)	耐震性を満たす 26,000 (85.0%)
	耐震性が不十分 5,900 (20.6%)	耐震性が不十分 4,568 (16.9%)	耐震性が不十分 4,600 (15.0%)

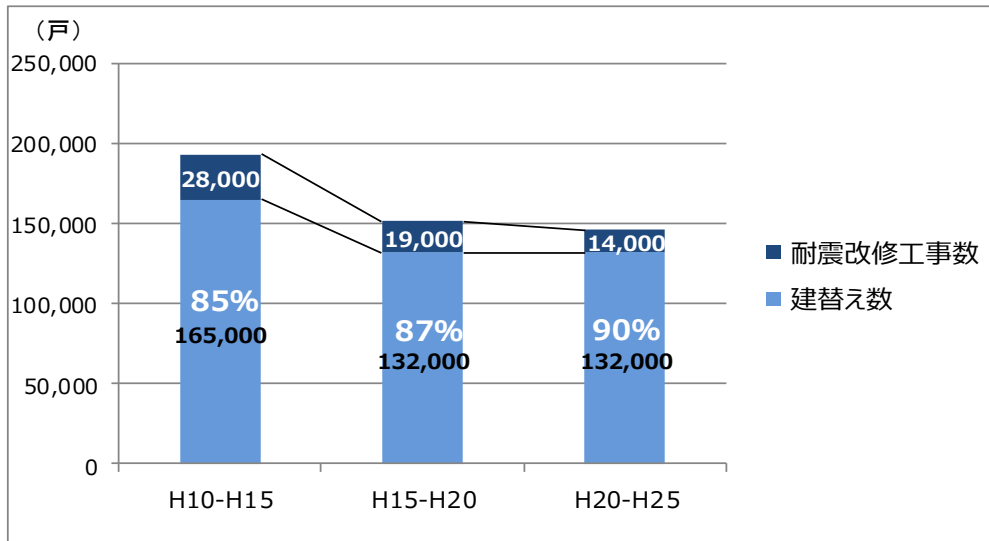
【大阪府内の住宅の耐震化を取り巻く環境】

■ 建替えと耐震改修

耐震化率を算出する際の耐震化向上への寄与は、主に建替えと耐震改修によります。

直近のH20年からH25年の間で建替えた住宅数と耐震改修数を比較すると、概ね9：1の割合となっており、耐震化率を押し上げている要因が建替えであることを示しています。

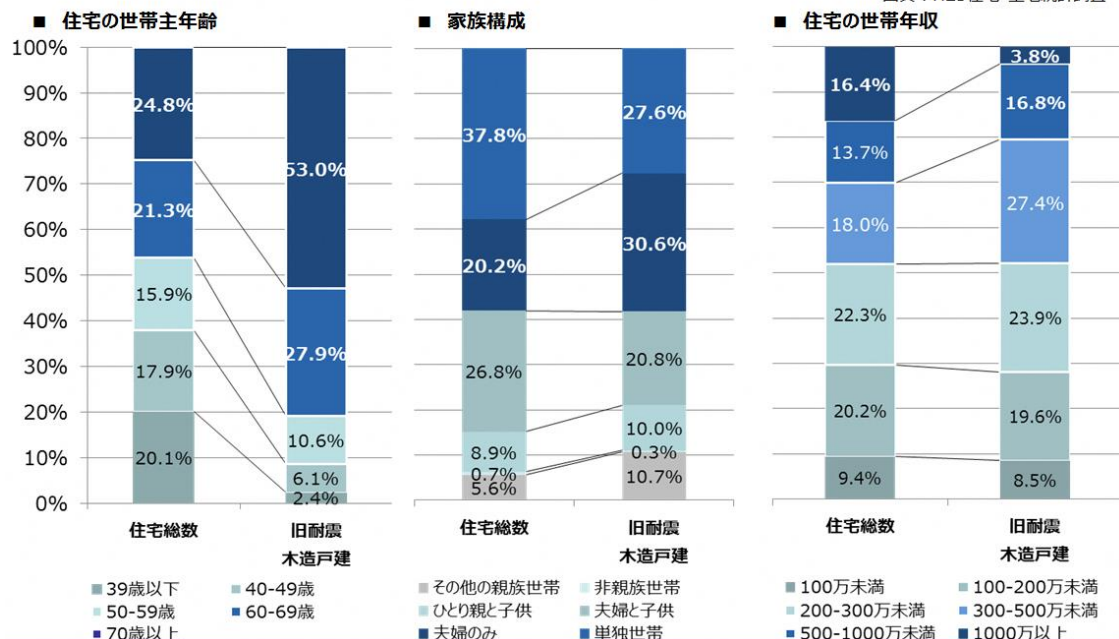
■ 大阪府内の住宅の建替え数と耐震改修数の推移



■ 旧耐震木造戸建住宅の居住者の属性

世帯主の年齢は、住宅全体では60歳以上が5割に満たないのに対し、旧耐震木造戸建では8割を超えています。家族構成は、住宅全体に比べ、単独世帯の割合が少なく、夫婦のみ世帯の割合が多い傾向が見られます。世帯年収は、住宅全体に比べ、1,000万円を超える世帯の割合が少なく、300～500万円世帯の割合が多いことがわかります。

出典：H25住宅・土地統計調査



(2) 取組み状況

本市では、住宅の耐震化促進を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された住宅を対象に、所有者が行う耐震診断の費用に対して補助を行う耐震診断補助事業を平成10年から実施しています。また、平成23年度からは耐震設計・改修の補助制度を、平成25年度からは除却の補助制度を創設し、支援策の拡充を図ってきました。

他にも、当初計画に基づき、住宅の所有者の耐震化に対する意識向上を図り、補助制度を広く市民に周知するため、様々な啓発活動も行っております。

■ 耐震補助事業の実績

	耐震診断補助		耐震設計補助	耐震改修補助	除却補助
	一戸建ての住宅 長屋・共同住宅	特定既存耐震 不適格建築物			
H10～25	20戸	1棟	0戸	0戸	12戸
H26	19戸	1棟	1戸	1戸	27戸
H27	20戸	2棟	1戸	3戸	19戸
H28	19戸	0棟	2戸	6戸	26戸
合計	78戸	4棟	4戸	10戸	84戸

■ おもな啓発活動

項目	実施状況（実績）
耐震化についてのセミナーの開催	平成26年度から年1回実施
市ホームページ・広報紙・駅前モニターによる情報提供	随時実施

(3) 課題

- ① 耐震化率を向上させる要素の大部分は建替えだが、建替えは社会経済情勢の変化に大きく影響される。
- ② 建物所有者の意志に左右される民間住宅・建築物の耐震改修は法的な強制力が無いため、計画的な耐震化は容易ではない。
- ③ 耐震改修を行ったものについては着実に耐震化が進んでいるが、耐震化率向上への寄与度が低いため、耐震改修促進のための施策が、正しく評価されていない。
- ④ 旧耐震木造住宅の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲が、ますます低下することが懸念される。
- ⑤ チラシやパンフレットだけでは耐震化の必要性について住宅の所有者に伝えきれていない。

2. 多数の者が利用する建築物

(1) 民間建築物

学校や病院、店舗等の多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化率は81.1%となっています。

建築物の機能	棟数	～S56 (旧耐震)	S57～ (新耐震)	S57～/ 全数
避難に配慮を要する者が利用する建築物等 (学校、病院、診療所、幼稚園、 保育所、老人ホーム、ホテル等)	58	6	52	89.6%
不特定多数の者が利用する建築物 (物販店舗、飲食店、映画館等)	29	6	23	79.3%
特定多数の者が利用する建築物 (共同住宅、事務所、工場等)	147	32	115	78.2%
合計	234	44	190	81.1%

(2) 市有建築物

市有建築物の耐震化率は全体で97.4%となっています。なお、災害時に重要な機能を果たす市役所や避難施設等は93.9%、小中学校及び市営住宅については100%となっています。

	目標	H19	H28
市有建築物全体			97.4%
災害時重要な機能を 果たす建築物 (本庁舎、避難施設等)			93.9%
小学校、中学校	85%	約53%	100.0%
市営住宅			100.0%
その他の一般建築物 (保育所等)			93.0%

3. 基本的な方針

(1) 目標の定め方

これまでの「松原市耐震改修促進計画」では、耐震化率の向上を目標に定め、それを達成するためにさまざまな施策を展開してきました。この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却等、さまざまな要因によって上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けます。よって、耐震化率だけで耐震化施策を評価することには限界があります。

しかしながら、市民と共に安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を進めていくためには、めざすべき共通目標を掲げることも必要です。

一方、行政の取組みとしては、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための目標等、共通目標とは別に、個別に施策の進行管理や評価ができるような具体的な取組みの目標を設定することも、着実な耐震化の促進のために必要です。

従って、本計画では、市民と共にめざすべき共通目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な取組みの目標という2段階の目標を掲げます。また、大阪府耐震改修促進計画との整合を考慮しながら、大阪府の目標に準じた目標を設定し、耐震化促進のための取組みを進めていきます。

(2) 取組みの視点

取組みにあたっては、市民の誰もが耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようにするという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替え等、さまざまな施策について、総合的に取り組む必要があります。

そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する取組みを進めていきます。

(3) 役割分担

住宅・建築物の耐震化は、所有者がそれを自らの問題として捉え、自主的に取り組むことが大切です。このため、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却等による耐震化は、原則として所有者が自らの責任で行う必要があります。

市は、耐震性の向上により災害に強いまちが形成されることで、より多くの市民の生命・財産を保護することが可能となることを踏まえ、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却等、住宅・建築物の所有者が行う耐震化の取組みを支援します。

また、市が所有する建築物の耐震化については、今後の施設の改廃や利用に関する方針等に基づき、取組みを進めていきます。

建築関係団体や企業をはじめとした、住宅・建築物に関わる全ての事業者は、その社会的責務を認識し、市場において住宅・建築物の耐震化（耐震改修・建替え・除却・住替え）が適切に図られるよう、取り組んでいくものとします。

(4) 計画期間

計画期間は、これまでの10年間の取組みと耐震化の現状を踏まえ、平成30年度～平成39年度までの10年間とします。

今後、達成状況や社会経済情勢の変化、関連する計画との整合性等から、計画の修正が必要な場合は、計画の見直しを検討します。

4. 目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率と具体的な取組みの目標の2段階の目標は、以下の設定とします。

目標1 耐震化率

安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民と共に進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却等、さまざまな手法により、共にめざすべき目標として掲げるものです。

①住宅の耐震化率：平成39年度までに95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成39年度までに95%

目標2-1 民間住宅・建築物における具体的な取組みの目標

耐震性が不足する住宅・建築物を着実に減らすため、耐震化率の目標とは別に、個別に施策の進行管理や評価ができるような具体的な取組みの目標として掲げるものです。

1. 木造住宅

・耐震性が不足する住宅を着実に減らすため、耐震化の遅れている木造戸建住宅約5,350戸を対象に、普及啓発を行い、耐震化についての意識の向上を図ります。

2. 多数の者が利用する建築物

・耐震性が不足する全ての建築物を対象に普及啓発を行います。

目標2-2 公共建築物等における具体的な取組みの目標

1. 市有建築物

・今後の施設の改廃や利用に関する方針に基づき、市民の生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進め、庁舎等の災害時重要な機能を果たす建築物の耐震化に積極的に取り組んでいきます。

5. 目標達成のための具体的な取組み

1. 木造住宅

(1) 普及啓発

所有者が、耐震化に対する理解を深め、自身の問題として考えてもらえるように普及啓発を進める必要があります。そのために、大阪府や建築関係団体等と連携し、耐震化についてのセミナーの開催をはじめ、広報紙やホームページ等を活用した情報提供のほか、より有効な手段を検討し、取り組んでいきます。

(2) 耐震化の支援

① 住まい手に合った耐震化

住宅の所有者は、年齢、家族構成、収入等の属性がそれぞれ異なり、将来の住まい方についても住まい手それぞれの考え方があります。住まい手の属性や将来の住宅に関する考え方によって耐震化の方法が選択できるよう、大阪の住まい活性化フォーラムをはじめとした建築関係団体と連携した取り組みを進めていきます。

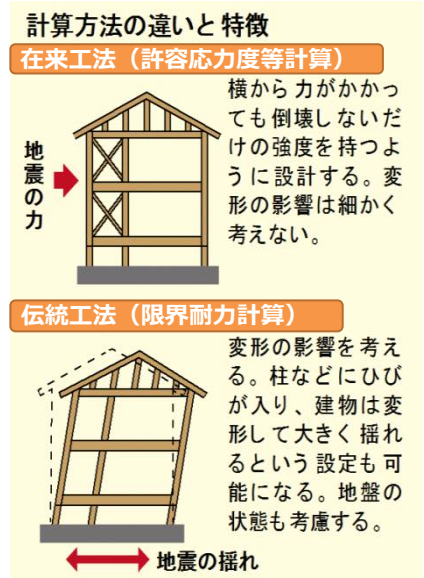
② 建物に合った耐震化

木造住宅の建築工法には、大きく在来工法と伝統工法があり、一般的な耐震診断・耐震改修は在来工法を基準に構築されています。しかし、伝統工法の木造住宅においては、その特長である変形性能を生かした耐震診断、耐震補強を行う必要があります。

このような建物に合った耐震診断、耐震改修の方法について、大阪府と連携して情報収集に努め、有効な方法については情報提供を行います。

③ 住替えや建替え促進

耐震改修への誘導だけでなく、将来の住まい方によっては、耐震性を満たす住宅等への住替えや建替え等が、耐震化施策を進める有効な手段となります。なお、住替えにあたっては、空き家対策との整合を図りながら、除却も含めた利活用を促進します。



2. 多数の者が利用する建築物等

(1) 普及啓発

学校や病院、店舗等の多数の者が利用する建築物は、被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きくなります。このことから、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるよう、広報紙やホームページ等を活用した情報提供のほか、大阪府や建築関係団体と連携して、耐震化を働きかける有効な手段を検討しながら、普及啓発に取り組んでいきます。

(2) 耐震化の支援

これまでも多数の者が利用する建築物については、耐震診断補助制度による支援を行ってきました。今後は、これまでの支援を継続するとともに、耐震診断が義務となる大規模建築物のなかでも、病院や学校等公共性の高い建築物から優先して耐震化に取り組むことができるよう、大阪府と連携して、支援施策のあり方についての検討を行っていきます。

(3) 各種認定による耐震化促進

耐震改修促進法に基づく各種認定制度を提案することにより、建築物の耐震化を促進します。

① 耐震改修計画の認定(法第17条)

認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和（耐震性向上のための増改築における、建築基準法適用除外）等、建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられる制度です。

② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第22条)

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を利用者の視認しやすい場所や広告等に表示できる制度です。

③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第25条)

区分所有建築物（マンション等）の耐震改修について、その必要性に係る認定を受けた場合、耐震改修を行う際の決議要件が緩和（所有者の3/4→1/2）される制度です。

3. 市有建築物の耐震化への取組み

これまで、庁舎や公民館等の災害時に重要な機能を果たす建築物をはじめ、市立学校、市営住宅、社会福祉施設等の避難に配慮を要する者が利用する建築物、及び図書館やスポーツ施設等の不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の取組みを進めてきました。その結果、特に災害時に重要な機能を果たす市役所本庁舎及び市立学校等については、耐震化が完了しています。

引き続き、市有建築物の耐震化を進めるとともに、今後新たに耐震化に係る法改正が行われた場合の対応等についても、検討していきます。

6. 耐震化の促進への社会環境整備

(1) 耐震改修以外の建替えや住替え等による促進

耐震改修だけでなく、将来の住まい方によっては、耐震性を満たす共同住宅等への住替え支援や建替えを促進することも耐震化を進める有効な手段であり、大阪府と連携した促進策を検討します。

(2) 税の抜本改正や支援制度の拡充

耐震改修を行った場合の所得税及び固定資産税の税控除額の拡大や、その他耐震化の促進に直結するような新たな税制改正、耐震改修にかかる国庫補助の拡充や新たな補助の創設等について、大阪府と連携して国へ提案・要望を行います。

(3) 中古住宅市場の活用

中古住宅市場において、認定制度を活用しながら耐震改修した住宅が高く評価されるような環境整備について、大阪府と連携して国へ働きかけます。

7. その他関連施策の促進

1. 居住空間の安全性の確保

(1) 家具の転倒防止の促進

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、被害が発生するおそれがあります。

室内での人的被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性について、耐震化についてのセミナーやセーフコミュニティにおける活動との連携により普及啓発を行います。

(2) 防災ベッドや耐震テーブル活用の促進

住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し、生命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進します。

2. 総合防災ガイドマップの活用

松原市では、府の被害想定（南海トラフ巨大地震や上町断層帯等の直下型地震に対する各地域の地震動による建物被害等）や、市が公表する地震の被害想定、避難場所等を示した総合防災ガイドマップを作成しています。今後は、総合防災ガイドマップ等を活用し、市民の防災意識や住宅の耐震化意欲の向上を図ります。

3. 2次構造部材の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府）によると、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊で、死者・負傷者が出るのが予想されています。建物の耐震化に加えて、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識や安全な改修工法の普及啓発を、大阪府と連携しながら促進します。

(2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

【窓ガラスや外壁等】

地震の際には、市街地内のビルにおいて割れた窓ガラスや脱落した外壁が、大量に道路へ落下し負傷者等が発生する事態が想定されます。これらを未然に防止するために、窓への飛散防止フィルム貼付や外壁の改修工事による脱落防止対策についての普及啓発及び、外壁の脱落により被害を与えるおそれのある建築物の所有者への改善指導について、大阪府と連携して有効な手段を検討していきます。

【屋外広告物】

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、大阪府屋外広告物条例により、設置者に対し、屋外広告物の許可申請時及び設置後の維持管理に際し、指導を行っています。今後も広告物掲出許可時点や、大阪府における講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるなど、大阪府と連携して屋外広告物の安全性の確保についての注意喚起を行います。

【天井】

東日本大震災では、体育館等の大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下等が発生し、人的・物的被害が発生しました。

これを受け、平成26年4月に建築基準法関係法令が改正され、これにより、大臣が指定する「特定天井（脱落によって重大な被害が発生するおそれがある天井）」について、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずべきことが定められました。

今後は、国の技術基準に適合していない特定天井における脱落防止対策の普及啓発や、脱落により被害を与えるおそれのある施設の所有者及び管理者への改善指導について、大阪府と連携して有効な手段を検討していきます。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時には、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が想定されます。定期検査等の機会を捉え、大阪府と連携して、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

8. 推進体制の整備

目標の達成には、さまざまな分野の連携による施策の展開が必要なことから、庁内における連携をはじめとして、大阪府、国はもちろんのこと、市民、民間事業者等が、協働して取り組むことができる体制を整備します。

1. 庁内等の連携

木造住宅については、所有者が高齢化していることや、防災の観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替え等、さまざまな施策を組み合わせることが必要となります。このため、庁内全体の防災を取りまとめる危機管理部局をはじめとする関係部局との連携を図りながら、効果的な耐震化のための施策を検討していきます。

2. 所管行政庁（大阪府）との連携

特定既存耐震不適格建築物や耐震診断が義務となる大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物等における耐震化については、耐震改修促進法に基づき、所管行政庁である大阪府が必要な指導、助言、指示、命令等を行うこととなりますが、市内建築物の耐震化に向けて、大阪府との連携を図ります。

3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携

大阪建築物震災対策推進協議会は、府内の建築物等の震災対策を支援するため、公共・民間の団体が連携して、府内の建築物等の震災対策を推進するために平成10年に設立されました。

これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成等耐震性向上に資するさまざまな事業に取り組んできました。

大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も引続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努めるものとします。

主な事業内容

- 耐震診断・耐震改修相談窓口の設置
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布

4. 自主防災組織、自治会等との連携

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられるよう、大阪府や土木事務所、自主防災組織、地元自治会と連携した取り組みを検討し、実施していきます。

用語の解説

p 1

○耐震改修促進法

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることを定めた法律で、平成7年12月25日に施行された。

その後、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村においては努力義務が規定された。

さらに東日本大震災を受け、再度、平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準の緩和により、対象工事が拡大され、新たな改修工法も認定可能となるとともに、容積率や建蔽率の特例措置が講じられた。

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うこと。

○耐震改修促進計画

耐震改修促進法における基本方針に基づき、都道府県が定めるものとされている、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

○南海トラフ巨大地震

駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約100kmの海底をほぼ東西に走る長さ700kmの細長い溝「南海トラフ」を震源域として発生が想定されるマグニチュード9クラスの巨大地震のこと。

〈参考〉

○耐震基準

建物が地震に対する強度を持っているかを測る指標で、建築基準法によってその基準が定められている。耐震基準は大地震のたびに見直され、昭和56年の建築基準法の大改正より前の基準を「旧耐震基準」、それ以降の基準を「新耐震基準」という。大改正以降にも、数度の見直しが行われてきた。

昭和25年 建築基準法 制定	建築基準法施行令に構造基準が定められる (許容応力度設計が導入される)
昭和34年 建築基準法 改正	防火規定が強化 ・木造住宅においては、壁量規定が強化された 床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和46年 建築基準法 施行令改正	昭和43年の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化 ・木造住宅においては、基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とする。風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた
昭和56年 建築基準法 施行令改正	新耐震基準 昭和53年の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正され、新耐震設計基準が誕生した この、新耐震設計基準による建築物は、阪神大震災においても被害は少なかったとされている これを境に、「昭和56年5月以前の耐震基準の建物」や「昭和56年6月以降の新耐震基準による建物」といった表現がされるようになる ・木造住宅においては、 壁量規定の見直しが行われた 構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁等が追加され、床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された

昭和62年 建築基準法 改正	準防火地域での木造3階建ての建築が可能となる
平成7年 建築基準法 改正	接合金物等の奨励
平成7年 耐震改修促進法 制定	平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震改修を促進させるために制度化された法律
平成12年 建築基準法 改正	一般構造に関する基準の性能規定化や構造強度に係る基準の整備、防火に関する基準の性能規定化等が行われる 木造住宅においては 1)地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化 2)構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定 3)耐力壁の配置にバランス計算が必要となる

p 2

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

p 4

○旧耐震木造戸建住宅

昭和56年の建築基準法の大改正以前（旧耐震基準）に建てられた戸建て木造住宅のこと。

p 6

○多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物)

耐震改修促進法で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。

p 10

○在来工法

梁と柱を主体とし筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法。

○伝統工法

近世の農家・町家等に用いられている、日本の伝統

的技術が生かされた工法。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な工法として発展してきた。土壁が基本で、貫や差し鴨居等が多く用いられている。

p 11

○建築物の地震に対する安全性の認定

所管行政庁において耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物についてその旨を表示できる制度。



(表示プレート見本)

p 14

○防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。

○耐震テーブル

普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物等から身を守ることができるもの。

○総合防災ガイドマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震被害予測図、地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。過去にあった災害の解析に基づき、地形・地質・植生・土地利用等の条件により危険度を判定し、通常は危険度のランク付けがなされている。

○直下型地震

内陸部等の地中の浅い場所で発生する地震のこと。活断層（約200万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層）において、地球を殻のように覆うプレート（岩板）内部に圧力がかかってひずみが蓄積、一部が破壊して起きる。大阪府周辺の活断層には、「上町断層帯」、「生駒断層帯」、「有馬高槻断層帯」、「中央構造線

断層帯」等がある。

東南海・南海地震のように、日本列島近くの太平洋海底でプレートが跳ね上がって起きる「海溝型地震」に比べると一般的に規模は小さいが、震源に近い地域では被害が大きくなりやすい。

